

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により述べた意見の概要は次のとおりであり、同条第六項の規定により、これを縦覧に供する。

平成十九年九月二十五日

岡山県知事 石 井 正 弘

一 意見の対象となった届出

平成十九年岡山県公告第一八一号で公告された大規模小売店舗の新設に関する届出

二 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 （仮称）山陽マルナカ建部店

所在地 岡山市建部町宮地字百田五六一ー一ほか

三 意見の概要

(1) 届出者が行った騒音予測によると、予測地点 b 及びその直近の住居屋外である予測地点 B において、駐車場の自動車走行音の影響により、夜間の騒音レベルの最大値が基準値を大きく超過している。このため、駐車場の一角を夜間使用制限するなど、騒音レベルを軽減する対策を検討すること。

(2) 市道建部中央線は、届出書類上通学路なしとされているが、実際は一部が建部小学校の通学路となっている。また、幅員が四・九メートルと狭く歩道と車道は区分されていないため、本道路側に駐車場の出入口を設け本市道を自動車の来退店経路として設定することの周辺交通への影響について改めて検討すること。

その上で、歩行者の安全確保のため必要があれば、通学路があることの注意喚起や、登下校時間帯の通行回避の呼びかけ等の措置を講じること。

四 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

平成十九年九月二十五日から平成十九年十月二十五日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課